

鳥取県告示第297号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月21日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
社会医療法人明和会 医療福祉センター 理事長 渡辺憲	鳥取市東町三 丁目307	ウェルフェア北 園渡辺病院	鳥取市覚寺181	介護予防短期入 所療養介護	平成21年3月 31日